

柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、マッサージ どこまで国民健康保険が使えるの？



保険証が使える場合は限られています

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と使えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしっかり確認しましょう。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねする電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師による施術 (整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> 外傷性の捻挫・打撲(スポーツでのねんざ等) 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 脳疾患後遺症等の慢性病 単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等 仕事や通勤途中での負傷(労災保険からの給付)
鍼灸・マッサージ師による施術	<ul style="list-style-type: none"> はり・きゅうで対象となる主な疾患(リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症等) マッサージで対象となる主な疾患(関節拘縮・筋麻痺等) 	<ul style="list-style-type: none"> 症状の改善がみられない長期の施術 同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合 医師の同意がない場合

☎ 問 住民課国保年金班 ☎ 84-1214

11月8日は「いい歯の日」

生涯を通じて健康で楽しく暮らすため、お口の健康に気をつけましょう。

▼乳幼児期・成長期▲

幼児期のむし歯は、痛い・しみなどの症状だけでなく、よく噛めないことによる低栄養・発育不全にもつながり、さらに栄養が不足すると病気にかかりやすくなるなど、悪循環になる可能性があります。健康に大きく成長するためにも、むし歯予防は大切です。

▼成人期・高齢期▲

歯周病の急増期であり、適切なケアをしなければ、歯を失う危険性があります。

また、高齢者にとって歯と口の健康を保つことは、食生活や会話をスムーズにするだけでなく、肺炎予防にもつながります。食べた歯を磨く習慣を身につけ、かかりつけ歯科医による歯石除去や歯間ブラシの指導を受けましょう。

☎ 問 健康こども課健康づくり班
(82) 3400

健康セミナーを開催

令和元年度特定健診・後期高齢者健診を受診した方を対象に、健康セミナーを開催します。
台風15号の影響で延期となり、参加予定のみなさんには、ご迷惑

をおかけいたしました。

とき

11月18日(月) 午後1時～3時

ところ

健康づくりセンター「プラム」

講演

① 健診結果の見方と生活習慣病予防
講師：藤井清孝医師(長洲柏戸

クリニック所長)

② バランスの良い食事

講師：健康こども課管理栄養士

申込 健康こども課へお申込ください。

☎ 問 健康こども課健康づくり班
(82) 3400

11月

園庭開放にこにこひろば

保育所に通う子ども達と楽しく遊んでみませんか。

とき	ところ	問い合わせ
5日(火)・19日(火) 午前10時～11時	大総保育所	☎82-0667
	横芝保育所	☎82-2345
	上堺保育所	☎82-2543
7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木) 午前10時～11時	フタバ保育園	☎82-0222
6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水) 午前9時30分～11時15分	光町保育園	☎84-3099
	子育て支援センター光	
12日(火) 午前9時30分～11時	白浜保育園	☎84-2345
6日(水)・20日(水) 午前9時30分～11時	日吉保育園	☎85-0123
6日(水)・22日(金) 午前10時～11時15分	横芝まさこ幼稚園	☎82-5005